

ミモザ船橋 ご利用料金

入居時初期費用(敷金・家賃2か月分)と月々の利用料金

入居時初期費用	月額利用料				月額利用料合計
	家賃 (非課税)	管理費 (非課税)	水道光熱費 (非課税)	食材料費 (非課税)	
150,000円	75,000円	0円	25,000円	45,000円	145,000円

※ 食材料費は30日／月の場合です。

※ 上表に加え、以下の別途費用が発生します。

- ・介護保険自己負担額。
- ・必要に応じて、おむつ代等の日用品費、医療費(別途契約)など。

2023年5月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	船橋市(4級地)
地域単価	10.54円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援2	749	790 円	1,579 円	2,369 円	
要介護1	753	794 円	1,588 円	2,381 円	
要介護2	788	831 円	1,661 円	2,492 円	
要介護3	812	856 円	1,712 円	2,568 円	
要介護4	828	873 円	1,746 円	2,619 円	
要介護5	845	891 円	1,782 円	2,672 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 入院および一時帰宅中は基本料金を請求しません。ただし、入院後3か月以内に明らかに退院することが見込まれる場合、利用者入院期間中の体制に係る所定単位数を請求します。当該請求に関しては加算報酬を参照してください。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	船橋市(4級地)
地域単価	10.54円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考	
		(1割)	(2割)	(3割)		
若年性認知症利用者受入加算	120	127円	253円	380円		
入院期間中の体制	246	260円	519円	778円	6日/月まで	
看取り 介護 加算	死亡日以前 31日以上45日以下	72	76円	152円	228円	死亡月に 請求
	死亡日以前 4日以上30日以下	144	152円	304円	456円	
	死亡日の前日 及び前々日	680	717円	1,434円	2,151円	
	死亡日	1280	1,350円	2,699円	4,048円	
初期加算	30	32円	64円	95円	30日分まで	
協力医療機関連携加算(I)	100	106円	211円	317円	月単位	
医療連携体制加算(I)ハ	37	39円	78円	117円		
医療連携体制加算(II)	5	6円	11円	16円		
退居時情報提供加算	250	264円	527円	791円		
退居時相談援助加算	400	422円	844円	1,265円	退去時1回	
認知症チームケア推進加算(II)	120	127円	253円	380円	月単位	
口腔衛生管理体制加算	30	32円	64円	95円	月単位	
サービス提供体制強化加算(I)	22	24円	47円	70円		
介護職員等処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(18.6%)					

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 協力医療機関連携加算、医療連携体制加算と看取り加算は要介護者のみです。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険での各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までにご利用されたとき
入院期間中の体制	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定します。
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ○入居時に事業所の看取り指針の内容の説明を受け、利用者による同意を得たこと ○医療連携体制加算を算定していること ○医師が回復の見込みないと診断し、利用者の同意を得て看取り介護を行ったこと
初期加算	入居日から30日間(30日を超える入院の後に再び入居した場合も同様)
協力医療機関連携加算(I)	<p>次のいずれも満たす場合に算定する加算です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している
医療連携体制加算(I)ハ	<ul style="list-style-type: none"> ○入居時に事業所の重度化指針の内容の説明を受け、利用者による同意を得ている ○24時間連絡できる体制を確保している ○事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保し、当該者による日常的な健康管理を行っている
医療連携体制加算(II)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療連携体制加算(I)イ～ハのいずれかを算定している ○前3月間に医療ニーズを有する利用者の利用実績がある場合
退居時情報提供加算	利用者が退去し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者等に対して相談援助を行った場合
認知症チームケア推進加算(II)	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症日常生活自立度がII、III、IV又はMの利用者の割合が50%以上 ○認知症介護実践リーダー研修を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を1名以上配置 ○対象者ごとに認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

介護保険での各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
新興感染症等施設療養費	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した理米須屋に対して適切な感染対策を行ったうえで、介護を提供した場合(月1回、連続5日を限度)
サービス提供体制強化加算(I)	前年度における職員体制による加算(介護福祉士の比率が70%以上または勤続10年以上介護福祉士の比率25%以上のいずれかを満たすこと)
介護職員等処遇改善加算(I)	介護福祉士の配置等要件、職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
敷金	150,000円 ご退居時に清算し返却いたします。	利用契約書第28条
家賃	75,000円/月	
食材料費	朝食:350円 昼食:450円 おやつ:100円 夕食:600円 1日当たり1,500円 30日当たり45,000円	キャンセルは3日前まで
水道・光熱費	25,000円/月	
個人使用の費用	個人で使用した費用は自己負担となります(医療費、協力医療機関以外への通院費(タクシー代等の交通費、駐車場代)、趣味嗜好品、理美容費、利用者希望により購入した日用品費、おむつ代)。 当該費用はいったん事業所側で立替えを行い、翌月の利用料等の請求書にてその用途を報告、請求します。	

※ 入院及び一時帰宅中において、食材料費は請求しません。

※ 月途中の入居・退居の場合の月払いの費用(家賃、水道・光熱費、管理費)は、日割り計算となります。日割り計算による額は、1か月を30日として計算され、1円に満たない端数は1円を単位として切り捨てるものとします。

※ 生活保護受給者の料金

生活保護受給者については利用料の一部を減免し、生活保護基準に料金を引き下げます。差額分は事業者負担とします。

当該料金は事業所より、該当者のみに、本一覧とは別に書面により提示いたします。

(以下余白)